

# わのうち

# W

議会だより

# ANOUCHI

No.121

平成31年 2019

2月1日



10/29～30日 議会議員委員会研修(静岡県吉田町役場にて)

第4回定例町議会	補正予算	2P
3人が登壇	一般質問	5P
常任委員会・決算特別委員会レポート		14P
議会トピックス		17P

平成30年度  
補正予算

一般会計

2018年  
12月定例議会  
7日~14日

6,623万円を追加

平成30年第4回定例町議会が開かれ、初日に、補正予算、条例など合計11議案が上程され、審議の結果、補正予算2件、条例4件、指定管理者の指定2件の合計8議案が可決され、補正予算1件、条例2件を各委員会に付託し散会しました。

最終日には、3名の議員により一般質問し、町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定、一般会計補正予算を原案のとおり承認・可決し、常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を否決し閉会しました。



田中 政治 議長



北島 登 氏

### 輪之内町議会議員「北島 登 氏 逝去」

輪之内町議会議員の北島登氏は、平成30年12月1日午後、搬送先の病院にて急逝されました。

氏は、平成7年4月地域住民から推され初当選以来、平成30年12月まで、6期24年の永きにわたり在職し、平成17年、平成21年、平成23・24年の4年間、議長として議会の円滑な運営に寄与されるとともに、平成24年6月から1年間は、岐阜県町村議会議長会長を務められました。また、文教厚生常任委員長、総務産業建設常任委員長、議会運営委員長、合併問題特別委員長、大藪小学校大規模改修工事特別委員長等の要職を歴任、さらに平成25年から4年間は、町の監査委員を務め、適正な監査に尽力されました。

ここに、ご生前の功績を偲び、心から哀悼の意を捧げます。

輪之内町議会

北島 登議員逝去により議会運営委員会委員長が欠けたため役員構成を変更しました。

議会運営委員会

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 森島 正司 | 副委員長 | 森島 光明 |
| 委員  | 小寺 強  | 委員   | 古田 東一 |

平成30年度  
一般会計補正予算(第4号)  
6,623万1千円を追加

歳出の主な補正

議会費

- ・議会費(議員期末手当) 9万8千円

総務費

- ・人事管理費(期末勤勉手当等) 155万7千円
- ・基金費(ふるさと応援基金積立金) 3,926万6千円
- ・企画費(ふるさと応援寄附金事務委託料等) 1,542万6千円
- ・生活安全対策費 1,200万円  
(交通安全施設設置及び修繕工事費)
- ・岐阜県議会議員選挙費(委員等報酬) 22万5千円

農林水産業費

- ・農業総務費(機構集積協力金補助金返還金) 50万円
- ・耕種農業費(経営体育成支援事業補助金) 445万6千円

平成30年度  
児童発達支援事業  
特別会計補正予算(第1号)  
2万円を追加

教育費

- ・プラネットプラザ管理費 260万3千円  
(プラネットプラザ整備工事費)
- ・小学校管理費 71万3千円  
(大藪小学校南舎非常階段設置工事設計業務委託料)

歳入の主な補正

- ・地方交付税(普通交付税) 1,903万円

県支出金

- ・農林水産業費県補助金 445万6千円  
(経営体育成支援事業補助金)
- ・総務費委託金 22万5千円  
(岐阜県議会議員選挙費委託金)
- ・総務費寄附金 3,926万6千円  
(ふるさと応援寄附金)
- ・繰越金 355万4千円

町債

- ・消防費債(緊急防災・減災事業債) △30万円

平成30年度  
特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算(第2号)  
5万1千円を追加

職員給与の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることが勧告されたことにより、不足分をそれぞれ追加で計上するものです。

## 条 例

### 輪之内町民の歯と口腔健康づくり推進条例の制定について

全ての町民が生涯にわたって歯と口腔の健康に関心を持ちながら、主体的かつ自主的に健康づくりに一層取り組むことを促すことと併せて、その取り組みを歯科医師等の関係者とともに支えることにより、町民一人ひとりの生活が生涯にわたり健康で質の高いものとなることを目指すべく、条例を制定しようとするものです。

### 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告による職員の給与改正に併せて町議会議員の期末手当の支給率の改正を行うものです。

### 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（否決）

人事院勧告による支給率の改正を行うものと、去る11月7日にありました輪之内町特別職報酬等審議会の答申に基づき教育長の給与額の改訂を行うものです。

### 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

今年8月に出された人事院勧告に基づき、勤勉手当及び給料表等の改正を行うものです。

### 輪之内町給食センター設置条例の一部を改正する条例について

センター業務の調理業務を9月から委託化しており、その執務体制について、現状では、所長1名、栄養教諭1名、委託業者から所長1名、管理栄養士1名、調理員10名（運転手含む）で運営しております。

今回の条例改正については、現行の体制に合わせるべく条例改正をするものです。

### 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について

土地改良法の一部改正に伴う条文の条ずれ等の対応及び、特別徴収金に関する規定の項建てから条建てへの変更並びに題名の改正を行うものです。

## 指定管理者の指定

### 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間に於いて、輪之内町デイサービスセンターを管理運営する指定管理者を輪之内町社会福祉協議会に指定するものです。

### 輪之内町児童センターの指定管理者の指定について

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間に於いて、輪之内町児童センターを管理運営する指定管理者を輪之内町社会福祉協議会に指定するものです。

ズバリ

町政を問う (原文掲載)

## 一般質問

## ◆ 上野賢二議員の質問

## 1. 特設公衆電話の設置について

多くの人が携帯電話とスマートフォンを手にする時代になり、街中などにある一般公衆電話が急速に姿を消しました。だが、公衆電話は通信制限を受けずに通話できるため、非常時でもつながりやすいことから阪神淡路大地震を機に、公衆電話の役割が見直され、災害時に即座に使えるようにするため、特設公衆電話の事前設置を進める自治体が増加しています。

大規模災害発生時には、被災地への安否確認等で電話が急増します。交換機の処理能力を超えてシステムダウンとなる恐れやネットワーク全体に影響を及ぼす恐れがある場合には、警察・消防等の緊急通信や重要通信を確保するために、一般の通話を制御することがあります。特設公衆電話は、災害時にNTTと連携して、被災者等に対し安否確認等の非常用通信手段として提供する、災害時



上野 賢二 議員

の通話制御を受けない無料の公衆電話です。この特設公衆電話の事前設置は市町村等の要請に基づき、避難所等に事前に回線を構築しておき、避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され、即座に利用可能となります。大規模災害が頻発する現在、本町においてもNTTと協定を結び、避難所等に回線を構築しておく必要があるのではないのでしょうか。

特設公衆電話についての認識とお考えをお尋ねします。

## 町長答弁

議員がご指摘のとおり、大規模な災害が発生した際、家族の安否を確認する等、多くの通話が被災地域に集中し、電話が繋がりに難くなるという状況は、これまで各地の災害時に、幾度となく報道され、通信手段の確保が、喫緊の課題となっております。日頃は、便利に使用している携帯電話やスマートフォンも、大規模災害等の緊急時には、使えなくなる恐れがあります。それらへの対応のため、避難所等で設置される特設公衆電話は、通話優先度が高く設定されるため、緊急時の通信手段を確保する上で、非常に有益なものであると認識しております。

特設公衆電話には、災害等が発生した後に避難所等に設置する事後設置型と、平常時から施設にあらかじめ回線を設置しておき、災害等が発生した後に電話機を接続して利用できる事前設置型があります。従来は、事後設置型が主流でありました。しかし、東日本大震災において、特設公衆電話は、延べ1,202箇所、3,930台が設置、運用され、通常の公衆電話とともに、その実用性が確認されておりますが、事後設置型では、設置までに一定の日数を要することから、東日本大震災以降は、速やかに利用できるように事前設置型の導入が進められていると承知しております。

今回のご質問で、提案いただきました事前設置型の整備につきましては、NTT西日本が設置、

運用する電話であり、電話機や電話機のコード等の他、必要となる屋内配管や端子盤等の経費は、町側の負担になりますが、電話機の接続部分までの電話回線開通工事や、避難所等を開設して利用する通信料はNTT側にて負担される、つまり通話料を無料として、提供される発信専用の電話であります。

また、岐阜県下の30市町村、西濃地区では、6市町が、避難所等に導入している状況であります。

当町では、防災・減災対策として現在、同報系デジタル防災行政無線の整備や、備蓄品の計画的な配備、名神高速道路から揖斐川左岸堤防に緊急車両が出入りできる緊急開口部、緊急輸送道路整備等を順次、段階的に進めているところであります。

この特設公衆電話の事前設置につきましても、



木野町長

災害発生時に大切な安否確認の手段であり、ライフラインとして非常に重要な通信手段であることは、多言を要しません。そのため、適切な設置箇所の検討について、NTT西日本と協議して参ります。

## 2. 次期町長選挙への出馬について

早いものでもう12月に入り、あと数ヶ月で議会を含めて任期満了となります。少子高齢化、人口減少など全国的に厳しい社会情勢が続く中、木野町長は3期12年、負のイメージしかなかった輪之内町のイメージアップを図ると共に、より安心安全な町づくりに努められたことに高く評価をいたしております。

輪之内町産米はつしものブランド化（徳川将軍家御膳米）、光ケーブル網の構築などの生活環境整備、防災拠点の敷地造成、避難所施設等の耐震補強や防災士の養成等ハード・ソフト両面からの防災力の向上、仁木・大藪各小学校の大規模改修、子ども園・小中学校の全教室への空調設備の設置、英語教育の推進、高校生までの医療費の無料化など子ども子育て・教育の諸施策、工場適地を選定した企業誘致による財政確保策等々、多彩な事業展開を行い、人口減少対策のキーポイントである輪之内町の知名度・認知度も高まっております。

しかし、平成から新しい時代に移行する次年度以降、益々進むと予想される人口減少、グローバ

ル化の進展、AIを中心とするICTの急速な進化による技術革新等、激動する社会情勢の変化への対応と施策、そして、本町における喫緊の課題として福東小学校大規模改修やバブル期に整備された公共施設の適切な維持管理、防災拠点の整備・完成、仮称新養老大橋の架橋促進やそれに伴う幹線道路網のインフラ整備、財政確保策としての観光振興、更なる企業誘致等、重要課題が山積しております。このような社会情勢の変化への的確な対応や重要課題をクリアしていくには、町政の継続性と先見性、卓越した政策手腕、そして強力なリーダーシップが不可欠であります。町長のキャッチフレーズであります「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち」の実現を目指し、町民の期待と負託に応えるために、引き続き町政の舵取り役を担っていただきたいと思っております。

4期目に向かった次期町長選挙出馬への意思と決意をお伺いいたします。

## 町長答弁

私が町民の皆様のご支持を得て、ふるさと輪之内町の町長に就任してまもなく3期12年が経過しようとしております。

議員からは私の行政運営において一定の評価・理解を頂いていることに対し感謝申し上げるところでございます。

1期目、2期目も具体的な政策課題を掲げ、その実現にあたってまいりましたが、平成27年の3期目に入る段階で改めて、8つの政策を掲げ行政運営に邁進してまいりました。

その一端を申し上げますと、まず、社会インフラ整備施策などハード面のひとつとして、「緊急輸送路等ネットワークの整備」として、現在大吉新田地内に整備している防災拠点を防災施策の核と位置付け、そこへ繋げるために、28年3月に国土交通省並びにNEXCO中日本との協働で揖斐川左岸堤防に名神高速道路緊急開口部を設置し受援態勢を整えました。

また、29年度から楡俣北部地区において、土地改良事業を進めておりますが、優良農地を確保しながら農業の担い手を育成するとともに、その中において創設非農用地の設定手法による企業誘致事業を現在、岐阜県と連携しながら進めております。

また、小中学校の施設整備に関しましては、小学校において、27年7月に仁木小学校の大規模改修第1期工事を皮切りに、翌年度には第2期工事、そして、29年度には大藪小学校の大規模改修と順次進めて参りました。

31年度には福東小学校の大規模改修を予定しております。

また、28年度には、昨今の災害ともいえる猛暑に対応するため、町内小中学校の全普通教室にエアコン設置を終える等教育環境の整備も計画的に進めております。

また、かねてから進めております(仮称)新養老大橋の架橋をはじめとする関連道路網の整備促進についても、岐阜県と協働で、その事業に関するストック効果(整備された社会資本が機能する

ことで整備後継続的かつ中長期的に得られる効果)のとりまとめを行うなど計画性をもって順次進めているところでございます。

大規模事業実現には、それなりの時間・労力を要しますが着実に進めてまいります。

一方、ソフト面については、子育て環境の充実を図るべく、28年4月から町内保育園を認定こども園化とし、幼保連携型の保育教育環境の整備を行ったところであります。

また、同年そして29年度と2カ年にわたって地域防災力の強化を図るべく170名の防災士の養成、そして、今年度には将来を見据え、防災に関する人材育成の一環として、保護者や中学校のご理解の下、中学2年生を対象に防災士の養成を実施しております。

また、28年9月からは、地域情報発信力の強化の一環としてケーブルテレビ12CHにおける議会中継の放送開始、また、史実にもたれた戦国武将「丸毛兼利」に関連して、丸毛サミットの開催や、特産品として純米大吟醸「福東城・丸毛兼利」の醸造販売の開始などを手掛けて参りました。

こうした取り組みによって、3期目に当たっての住民の皆様とのお約束は着実に果たせつつあるものと考えております。

さて、議員のご質問にもございましたように、平成から新しい時代に移行する次年度以降は、私も地方を取り巻く環境の変化のスピードは恐ろしく加速していくであろうこと、またその課題内容や認識についても議員と意見を異にするものではないと認識しております。

これらの課題解決・解消に向け果敢に挑戦し成果を得ることこそが町民の皆様のご期待と負託に応える私の使命であると考えております。

時代の進展に伴い発生する幾多の課題解決・解消に対応していく機会を与えて頂けるならば、不退転の決意のもとで、知識・経験を活かして取り組んで参りたいと考えております。

## ◆ 古田東一議員の質問

### 1. 広報について（町長にもの申す）

平成22年5月から、広報（町報）に、広告が挿入される様になりましたが、そろそろ改変すべき時期がきたと考えます。

本年（30年）1月～12ヵ月間分の利用状況を調べた結果、町外地区利用業者がほとんどで、町内からの利用は、1年で僅か、6（9）枠でありました。

1年48枠ある中で、全く利用無し月が2回、利用無し枠が18もありました。

広報紙面の活用が十分に図られているとは思えません。広報に広告を（取入れる）挿入する限りは、広報担当職員もそれなりに当てて置かなければなりませんし、庁内広報委員会も開かなければ成りませんし、余分な仕事が増えるばかりであり



古田 東一 議員

ます。

財源にプラス面は、全く無いとは申しませんが「町長に物申す」欄に変更してはどうか。「町長に物申す」欄を設置して、町民からの投稿（苦情）が無ければ、行政が順調に推移し、スムーズに回っている証であります。以前、たしか玄関口に、「ご意見箱」が置いてあったかと思いますが、何時撤去されたのかお答え下さい。

### 町長答弁

まず、広告掲載についてであります。この事業では、広報わのうちを広告媒体として利用し、民間企業等の広告を掲載することにより、町の財源を確保するとともに、町民サービスの向上を目指すことを目的に実施しております。

広報紙に掲載できる枠は、4枠を原則としており、古田議員がご質問の中でご指摘なされたとおり、今年1月号から12月号までの掲載状況は24枠であり、うち町内関係者は、9枠でありました。昨年度は21枠であり、今年度も、若干ではありますが、増加を見込んでおります。また、町内関係者につきましても、28年度と29年度の皆無に等しい状況から、先程の9枠に増えております。町としては、これも税収以外の自主財源として有効な取り組みの一つであると考えております。

次に意見箱の件について、確かに設置した時期があったと記憶しております。それをなくした明確な事由は、不明ですが、余り活用されなかったためと推測されます。議員からの質問の趣旨は、広告掲載欄を町民からの「物申す」欄にして、町民の意見をもっと吸い上げてはどうか、ということだと受けとめております。

多くの自治体で、様々な方法で町民の皆さんの意見や考え、そして希望や思いを把握しようとしています。当町では、区長会を始めとして様々な会議の場において、忌憚のないご意見を聞かせていただくように努めております。また、ホームページからメールでの問合せ、各種団体との懇談会、各区からの要望事項等により町民の声の把握や対応に取り組んでおります。

地域の特徴を生かした町民主体のまちづくりを推進するには、町民の皆さんの声を的確に捉えることは重要であります。それを町政の状況と照らし合わせながら、適切な判断、施策へと繋げる必要があるとの理解であります。それこそが、地域分権のあるべき姿であると、私自身は、考えております。

また、職員一人ひとりも、町民の声を把握する気持ち、そのような姿勢、的確に掴むための感性を養うことが、大切であると認識しております。

今後もこちらから意識的に町民の声を掴みにいくという姿勢で臨みたいと考えております。



## 2. ホットステーション(サロン)の運営について

町(社協)のホットステーション事業は、一般的には歓迎されているとは考えますが、採算を度外視した営業であるため、町内同業者は悲鳴をあげておられます。事業(喫茶店等)経営者から、4月に陳情書(嘆願書)が出されていると聞きましたが、検討し回答はだされているのでしょうか、お答え下さい。

### 町長答弁

まず、1点目の4月の嘆願書に対して回答、についてでございますが、事業実施は町社会福祉協議会であり詳細については回答する立場ではありませんので直接嘆願書に対しての回答はしておりません。その内容については町社協とも共有しております。地域コミュニティ活性化推進事業として、地域の方に集まっていただき、お友達づくり

ステーション利用者には、お昼に100円プラス100円で、「コーヒーと、お茶、おにぎり2個と、半熟卵2個、1口うどん2杯、ばら菓子2個」で昼食代わりに、町外からも多数来店されております。親方日の丸(行政)経営は如何なものでしょうか。1食分の原価がいくらになっているのかお答えください。

や健康づくり、お互いの安否確認等に利用していただく目的で行っている事業ですので、今後ともその事業の目的に資する取り組みを行っていきたいと考えております。

2点目の「1食分の原価がいくらになるか」についてのお尋ねですが、直接の事業実施主体が町社協であるため明細までは承知しておりませんが、原材料費は100円以下であると聞いております。

## 3. 政権意欲の程を

絶対権力者(3期終了間近の町長)に対して、なかなか本音で意見が言えない、言い出せない職員を近くで見ていると、物がいえない雰囲気(風土)が伝わってきます。

30年9月議会では、政権意欲の程をお尋ね致しましたが、お答えが頂けませんでした。

福東大橋の早期の渋滞緩和を公約に掲げて、町長に就任されましたが、以降公約が遅々として進

まず、養老大橋架橋もままならず、統一選挙が近づき、県議会議員を目指しておられるのかなと思っておりました。そろそろ総仕上げの頃かかと考えますが、もっと、もっとの意欲を、そろそろ封印し「もう良か、もう良か」と、仕上げの政策に衣替えされるべき時期だと考えますが、町長の胸の内をお聞かせ下さい。(失礼を申し上げますが平にお許しください。)

### 町長答弁

結論から申し上げますと、先程上野賢二議員からの質問にお答えさせて頂きましたとおり、私も地方を取り巻く環境の変化のスピードは恐ろしく加速していること、またその課題内容は決して小さなものではございません。

これらの課題解決・解消に向け果敢に対応していく機会を私に与えて頂けるならば、不退転の覚悟で取り組んで参りたいと考えております。

さて、議員のご質問の中に、「福東大橋の渋滞緩和や(仮称)新養老大橋の架橋もままならない」との内容がございました。現状について説明をさせていただきます。

主要地方道羽鳥養老線の揖斐川に架かる福東大橋の渋滞緩和については、平成29年6月議会、そして平成30年3月議会でも同様のご質問を頂いております。

その際の答弁でも、引き続き事業主体となるべき岐阜県に対し要望活動を行っており、その成果

として平成21年度、24年度には交差点改良などを行って少しずつではありますが、渋滞緩和の整備を進めて頂いていること、また、それに関連して（仮称）新養老大橋の架橋が交通の分散化に寄与し、福東大橋の渋滞解消の有効手段と考えて、関係自治体と協議を進めております。その中で最近の動きとしては岐阜県と（仮称）新養老大橋と関連道路整備に係るそのストック効果（整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中期的に得られる効果）について、とりま

とめを行っているところであります。決して諦めた訳でも放置しているものでもなく、大型事業を推進するにはそれだけの時間・労力を要するというをご理解頂きたいと思っております。

さらに、総仕上げの時期ではないかとのことのご意見でございますが、人それぞれに思いはあろうかと存じますが、私自身は冒頭に申し上げましたように、今は、次期4年に覚悟をもって望む決意でございますのでご理解賜れば幸いです。

## 4. 防犯の町宣言を（防犯カメラ設置に助成金条例制定を）

3月議会で同題名で質問致しましたが、東京渋谷でハロウィン前の週末、10月27日～28日の深夜にかけて、騒動に紛れて、軽トラックが倒された事件が起きましたが、おおよそ1ヵ月後に犯人が特定され逮捕されたニュースが、防犯カメラ

を分析し捜査した結果だと報じられました。本年3月議会で質問いたしました、議会での種々の回答の中で、今後の検討課題として前向きに検討してまいると答弁されております。その後の検討結果は如何なものか、お答え下さい。

### 町長答弁

議員のご質問にあるように、本年3月議会でも同様のご質問を頂き、今後の検討課題として検討していく旨答弁をさせて頂いております。

そこで今回、検討結果についてのご質問を頂きましたので、順次ご説明致します。

まず、現状を把握するため、当町の防犯カメラの設置台数、輪之内町内における犯罪の発生件数、不審者に関わる危険箇所、大垣警察署管内における犯罪件数を調査したところです。

まず、当町の公共施設における防犯カメラの設置状況は、小中学校16台（4校×4台）、こども園12台（3園×4台）、図書館8台 計36台でございます。

また、直近2カ年の犯罪件数は、28年が55件、29年が70件となっており、その内訳は、29年においては、空き巣6件、自転車・オートバイ等の盗難2件、車上狙い18件、粗暴犯5件、万引き11件、知能犯5件、その他23件、ニセ電話詐欺2件といった状況で、ちなみに大垣警察署管内刑法認知件数は1,789件で、輪之内町は70件、3.9%という状況であります。

次に、不審者に関わる危険箇所数については、平成29年度版小中学校安全マップによると、21カ所となっております。

次に、検討事項として「住民の肖像権、プライバシー権を担保する方法、またそれに伴う規範をどう制定するか」について、様々な判例をもとに検討したところでございます。

まず、ここで抑えておきたいのは、我が国における法的整備の状況であります。我が国においては防犯カメラの設置・運用について規定した法律はありません。このため、自治体が設置・運用する防犯カメラの管理方法については、各自治体に委ねられているのが現状でございます。

過去には、行政機関等における監視カメラの設置等の適正化に関する法律が議員立法として提出されましたが、結局この法案は審議未了で廃案になっております。

ここで、防犯カメラによる撮影について、過去の判例を確認しておきます。

過去には、様々な判例がありますが、代表的なものは、大阪地裁判決五要件というのがあります。

具体的問題点を整理すると、

①目的が正当であること。

- ②客観的かつ具体的な必要性があること。
- ③設置状況が妥当であること。
- ④設置及び使用による効果があること。
- ⑤使用方法が相当であること。

の五つの要件を具備したうえで、条例化するのであれば、公共施設のみ（公道を含む）に防犯カメラを設置する場合は「自主管理条例型」、自治会組織への補助金制度を創設しようとする「統一管理条例型」が望ましいとの見解がでております。

「自主管理条例型」というのは、自治体のみが対象であり、自治体が設置する防犯カメラについての自主管理規程で、自治体以外の私人等に対して、設置利用基準の作成・届け出等の義務を課すものではないという内容のもの、一方、「統一管理条例型」というのは、私人・行政機関・地域団体等を対象として、公共の場所について設置される防犯カメラについて設置利用基準の作成を義務付け、かつ、当該設置利用基準を自治体に届け出ることを義務づけることを基本的な内容とするものがあります。

その他、全国的には、条例制定までは至らないまでも、「自主管理規則型」、「要綱型」、「ガイドライン型」で防犯カメラの設置・運用をしている自治体もございます。

これらを参酌したうえで、当町に防犯カメラを設置する場合、どの規範を採用するかを決定していかねばなりません。議員ご提案の助成金条例制定となれば、「統一管理条例型」を採用す

ることとなります。

また、併せて財政面でも検討が必要なことは論を待ちません。

防犯カメラの設置を検討したとき、2つの方法を考えました。

ひとつは、光ケーブル網を利用したネットワークの一環として防犯カメラをクラスターさせる方法と、防犯カメラ単体でメモリーカードに録画する方法でございます。

いずれも防犯カメラを30台設置すると、光ケーブル網を利用した場合、イニシャルコストは1,250万円、ランニングコストが年間260万円程度、また、メモリーカード方式はイニシャルコストは1,050万円、ランニングコストが年間90万円程度となります。

総合的に考察したとき、当町の犯罪件数から勘案すると、費用対効果は薄いと思慮せざるを得ない状況ではあるものの、最近の町内の犯罪の状況からすると、罪種としては、当該敷地内での犯行が大勢を占めている状況を鑑みたとき、私人が防犯カメラを設置する際の補助金制度を創設するのも一考に値すると考えております。

議員お尋ねの検討内容について現状をお答えさせて頂きましたが、これらの検討結果を踏まえ、実現できる方向で進めることにより、ひいては、町民の安全・安心なまちづくりの一環としてまいりたいと考えております。

## ◆ 森島正司議員の質問

### 1. 農地利用意向調査について

最近農業委員会からある農家に、農地法第32条第1項の規定に基づく「利用意向調査書」が送付され、農業上の利用意思がない場合等には農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告をし、観告に従わなかった場合は農地の固定資産税等が引き上げられることになると警告しています。

相談に来られた方は、同じような農地が他にもあるのになぜこの土地だけなのかと不思議がっています。



森島 正司 議員

この方は、以前は田んぼとして稲作をしていましたが、水利も悪く、減反政策によって休耕していましたが、その後埋め立てて畑にしたというこ

とです。しかし、それによって農業収入が増えるわけでもなく、不本意ながらも耕作放棄しなければならぬ状況になっているということです。

そこで何点かお尋ねします。

#### ①いわゆる「耕作放棄地」に対する対応について

商業や工業においては、「営業放棄」や「操業放棄」している商店や工場などもあるのに、農業においては農家が自分の農地を「耕作放棄」することは許されないことなのでしょうか。その法的根拠はどこにあるのでしょうか。

町長はこのような農地においてどういう営農指導をされるのか、どうしたら採算の合う営農収益を上げられるのか、ご教示頂きたいと思います。

#### ②農地法第31条に基づく申し出状況について

農地法第31条では、いわゆる耕作放棄農地周辺の地域において農業を営む者等は農業委員会に申し出ることができ、農業委員会は当該農地の利用状況調査その他適切な措置を講じなければならないとされています。

しかし、この方の農地の周辺で耕作されている農地は見当たらず、農地法第31条に基づく申し出があったとは思えません。

農地法第31条に基づく申し出は、これまでに全町で何件あったのか、そして適切な措置としてどういう措置を講じられたのか、お尋ねします。

この「農地利用意向調査」は、いつから、どういう基準で行われているのでしょうか。

#### ③「農地中間管理事業」等の利用による農家の所

#### 得について

この意向調査では、選択肢に「農地中間管理事業の利用」や「農地所有者代理事業の利用」などが提示されていますが、他の農地と連坦しない200㎡以下の小さな畑であっても単独で利用できる事業なのでしょうか。

これらの事業を利用すると、農家の収入は増えるのかどうか、お尋ねします。

#### ④耕作放棄農地がなぜ宅地並み課税となるのか

農地の「利用意向調査書」では「現に耕作されておらず、引き続き耕作の見込みがない」と指摘し、この意向調査に応じないと、「固定資産税や都市計画税が引き上げられる」としています。

しかし、これまでは、たとえその土地の名目が農地であっても、現況が駐車場であったり、建築物が建っているなど、現況が宅地と認定されるような状況になっているときは宅地並み課税となるものと認識しています。

「農地中間管理機構と協議すべき」と勧告されるような農地は優良な農地のはずです。このような優良な農地が、なぜ宅地並み課税となるのでしょうか。いつから、どういう理由で課税基準が変わったのでしょうか。

なお、農地の宅地並み課税をするかどうかの権限は、農業委員会にあるはずはなく、税務課であり、十分な説明も無く農業委員会が、農地に宅地並み課税をかけるかのように警告することは越権行為ではないでしょうか。町長の見解を求めます。

## 町長答弁

#### ①いわゆる「耕作放棄地」に対する対応について

農業において農家が自分の農地を「耕作放棄」することは許されないのか、法的な根拠を示すようについては、平成21年の農地法の改正により、従来は農地に関する農家の責務は、「所有」というものでしたが、改正により「利用」というものになりました。

農地法第1条では、「農地は、国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源である」と示されています。

また、農地法第2条の2では、「農地について権利を有する者の責務」として、農地について所

有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないと規定されています。

つまり、効率的に利用することを求められるようになったもので、できないのであれば誰かに貸すとかする手段を講ずるなど農家は農地を適切に管理することが義務づけられたことです。

「耕作放棄地」の農地においてどういう営農指導をされるのか、採算の合う営農収益をあげられるのか。

これについては、まず耕作放棄地の解消が営農の第一条件です。その上で、議員ご承知のとおり「農業」は一般的にも成長産業ではなく、国民の食料確保のための施策として、補助金や土地改良事業の推進等により農地の管理条件を良くして、

耕作し、又国等の補助金を有効に活用して収益を上げていくことが大切と考えています。

### ②農地法第31条に基づく申し出状況について

まずこの法律の申し出とは何かといいますと、申し出対象の農地は農地法32条第1項各号のいずれかに該当する農地のことで、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及び、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っている農地と認められると定められております。

そして申出者となりえるのは、その地域の「農業協同組合」、「土地改良区」、「農業共済組合」等であります。

これらの各団体から該当する農地を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができるという規定がございます。

なお、現在までにこの法律に基づく申し出は、ありません。

次に「農用地利用意向調査」は、いつからどういう基準で行われているのかについては、この「農用地利用意向調査」とは、平成25年12月5日付けの農地法改正から農業委員会に義務付けられたものです。

農地法第30条第1項に農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、「毎年1回その区域内にある農地の利用状況についての調査「利用状況調査」を行わなければならない」と規定して、運用通知でその「調査の方法」及び「遊休農地の判定等」を示しています。

調査の方法は、旧市町村大字等を適当な範囲で区域を区切り担当の農業委員・農地最適化推進員により実施しています。遊休農地の判定については、農地法第32条第1項第1号及び第2号で規定する農地で、現に耕作の目的に供されず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地に対して、利用意向調査を行うこととしています。

### ③「農地中間管理事業」等の利用による農家の所得について

「他の農地と連担しない200㎡以下の農地(畑)でも利用できる事業か」については、希望する耕

作者があれば、借受してもらえる事業です。

また、「この事業を利用すると農家の収入は増えるのか」とのご質問ですが、これは、農地の所有者、貸し手としては、地域の状況に合わせて賃料が入ってきます。借り手としては、使い方の状況により収入は変わってきます。

### ④耕作放棄農地がなぜ宅地並み課税となるのか

結論から申しますと、耕作放棄農地であっても、宅地並みの課税にはなりません。

また、現況が宅地であれば宅地として評価し、宅地並み課税となります。

耕作放棄地の所有者に対して農業委員会は、平成28年度から農地法第32条の規定に基づいて「利用意向調査書」の提出を求めています。

この「利用意向調査」は、農地所有者に対して、遊休農地と判断された農地所有者に対して、その農地を

1. 自ら耕作するのか、
2. 農地中間管理事業を利用して預けるのか、
3. 所有者が直接誰かに貸し付けるのか、

の意向を尋ねるものです。

回答後、回答のあった方に対しては、その回答に基づいて、利用されているか確認をいたします。

しかし、回答の内容どおり農地が利用されていない場合及び回答を求めても、回答のない方の農地については、農地法第36条に基づき農地中間管理機構と協議すべき勧告を県知事に対して行います。

なお、これまでこの勧告を行ったことは当町においてはありません。

また、議員ご指摘のとおり登記が農地で、現況が宅地と認められる場合は、農地法の違反転用に当たります。

農業委員会としては、違反転用の是正のため、農地所有者に農地転用許可の手続きをとるよう指導しています。

ご質問にあります農地の宅地並み課税の権限については、農業委員会には権限はありません。

あくまでも、農業委員会は、農地法に基づいた、現況の農地の状況が、どうなっているかを把握し、適正な農地の管理と農地の効率的な利用促進を農地所有者及び耕作者に推進するものです。

## 常任委員会審査から

## Report

(主な質疑)

## レポート

各常任委員会は、12月10日開催され、平成30年度一般会計補正予算、町民の歯と口腔健康づくり推進条例の制定については原案のとおり可決すべきものと決定し、輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については否決すべきものと決定しました。

## 総務産業建設

## 平成30年度 一般会計補正予算(第4号)

## 議会事務局

Q これは議会初日に可決された議会議員、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に基づくものか。

A そのとおりである。支給率の改定により、予算額に不足が生じるための増額で、議員の期末手当分である。

## 総務課

Q 県議会議員選挙の職員手当と、食糧費は何人分か。

A 職員3人で、2日分の勤務分であり、食糧費は、期日前投票に従事する投票管理者、立会人、職員の計5人であり、1食927円で、2日間の昼食、夕食に掛かる経費である。

## 危機管理課

Q 交通安全施設の台風被害はどのくらいあったのか。また、道路新設箇所以外に施設の新設はあるのか。

A 被害状況は反射鏡が59箇所、交通標識及び看板等が30箇所、計89箇所である。新設分については、年度の途中であり、実績に応じての計上である。

## 経営戦略課

Q ふるさと応援寄附金の現在の寄付額はどれだけか。



総務産業建設常任委員会  
委員長報告

A 平成30年12月5日現在で829件の寄附を受け、寄付額は、2千513万2,900円である。

Q ふるさと応援寄附金の使用目的は何か。

A 自然環境の維持保全や社会福祉、高齢者福祉の向上、次世代育成、学校教育の充実など6つの事業に充当することになっており、寄附された方はどの事業に充当するかを選択できることになっている。

Q ふるさと応援寄附金に限度額はあるのか。

A 限度額は設けていない。

Q 株式会社さとふるに何の業務を委託しているのか。

A 寄附の申込み受付や寄附された方にお送りする返礼品の商品のラインナップ、返礼品の発送といった一連の事務を委託している。

Q ふるさと応援寄附金から企画費で計上している消耗品費、通信運搬費、委託料の合計1,542万6千円を差し引いた金額が財源になるという解釈で良いか。

A そのとおりである。

Q ふるさと応援寄附金に係る事務を業者に委託しなくては行けないのか。

A 今まではホームページのみで募集しており、寄附件数や寄附金額も少なかった。これは、当町がクレジット決済などを設けていなかったことから、寄付者の利便性を図ることにした。その結果、寄附件数、寄附金も大幅に増加した。

### 産業課

**Q 機構集積協力金補助金返還金はどうして発生したのか。**

A 対象者が農地中間機構に預けられてから、新たに農地を購入したため返還を求められた。

**Q 経営体育成支援事業補助金は100%補助か、また農業共済加入が要件となっているのか。**

A 国の負担分は1/2であるが、町の負担分は無しである。今回の補助を受けて再建する場合は、農業共済未加入の方は、その後に参加することが求められる。

### 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### 総務課

**Q 今回、特別職の報酬を諮問した理由は何か。**

A 来年度は統一地方選挙の年にあたり、町長及び町議会議員の任期満了を迎える年である。また教育長の任期についても来年3月31日で満了するということから諮問した。

**Q 報酬等審議会は定期的開催するのか。**

A 特別職報酬等審議会条例には定期的開催するとは記載されていないが、その時々的情勢や状況の変化等により必要に応じて開催している。今回は、2年半程が経過しており、状況等の変化に併せて、客観的な意見を聴くために審議会へ諮問し、その是非についてを検討して貰った。任期の度に開催する訳でなく、あくまで必要に応じて開催した。

**Q 何万円以上の報酬で年金が止まるのか。**

A 28万円以上あれば止まることになっているが、1階から3階までがあり、1階部分は国民年金で、必ず受給することができる。2階部分は厚生年金保険で報酬比例部分、3階部分は企業年金や退職等年金である。年金受給者が公務員であれば、3階部分は止まり、また2階部分

は部分停止となり、1階部分の国民年金の受給のみとなる。また、年金は保留ではなく停止である。

**Q 審議会の委員はどのように選出されたのか。**

A 審議会委員は、その都度の諮問の際に選任をしている。委員には、町内の各種団体関係者、元町会議員、教職員経験者、地元企業の役員等の中から、年齢や性別など偏りがないように選任した。

**Q 平成27年と同じ提案だが、3年前とは何が変わったのか。**

A 3年前は、教育長の立場が非常勤から常勤へ変わり、53万円という答申を受けて提案した。今回の提案では、教育長の職務の重要性を改めて再認識した答申であり、それが妥当であると判断し、条例改正を上程した。

**Q 近隣及び類似の市町村と比較して平均をとっているが、教育長だけでなく、議員も平均をとる必要があるのではないか。**

A 教育長においては、他市町と、かなり隔たりがあるので、審議会の答申では、教育長のみを改定するものであった。

### 反対討論

今回の改正は教育長の任期満了後になっており、平成27年の結果が間違いならば、速やかに改正すべきであり、間違いでないなら、今回の改正は見送るべきであるとの考えから、反対である。

### 賛成討論

現在の教育長は、教育委員長と教育長が一つになった職で責務は重大であり、年金受給額を基にするのではなく、特別職としての給与の額を決めることが妥当であるから、賛成である。

異議があるので、挙手による採決を行った結果、賛成少数のため輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、否決すべきものと決定した。

## 文教厚生



文教厚生常任委員会

### 平成30年度 一般会計補正予算(第4号)

#### 教育課

今回の補正は教育課所管分のみで、教育課主幹から説明を受け、プラネットプラザ管理費の260万3千円と、小学校管理費の71万3千円のみ。

プラネットプラザ管理費は、今年10月上旬に照明灯の配線劣化による漏電が発見されたため、これを修理するもの。

小学校管理費は、大藪小学校南舎に非常階段を設置するための設計委託料で、現在は非常時には救助袋で避難するようになっているが、校長先生からの要望や監査委員からの指摘もあり、非常階段を設置しようとするもの。

**Q 非常階段だと、一斉に避難者が集中すると返って危険ではないか。**

A 小学校では年8回程度の避難訓練をしており、非常階段設置後は階段を使った訓練も実施し、安全を確保していく。

### 「輪之内町民の歯と口腔の健康づくり推進条例」の制定について

#### 福祉課

この条例は「歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)」の規定に基づいて制定するもので、全国的には平成22～3年ころに条例制定の機運が高まったものの、当町での条例制定に向けての検討は今年度に入ってからで、今回の提案になった。

条例では、基本理念や町の責務、町民や関係者の役割等を定め、町長はこの事業を計画的に推進するために「推進計画」を定めるものとなっている。

この「推進計画」は、平成31年度にアンケートを取り、平成32年度に策定する。

**Q この条例の施行は平成31年4月なのに、「推進計画」に基づく施策は平成33年度以降になってしまう。なぜもっと早くアンケート調査を行い、「推進計画」の策定を早くしないのか。**

A 条例の制定が先か、計画の策定が先かということでは、条例制定が先になる。また、条例制定と計画策定を同時に進めるということも考えられるが、別の「健康計画」の見直しで、平成31年度にアンケートを取り、平成32年度に策定する予定であり、このサイクルに乗せていきたい。





## 平成30年度 議会常任委員会合同研修会

10月29～30日の2日間にわたり、総務産業建設常任委員会と文教厚生常任委員会による合同研修会が開催されました。

今回の研修では、町が推進している安心・安全なまちづくりの実現をめざし、防災の取り組みの先進地である静岡県吉田町の視察を実施しました。

吉田町は、静岡県榛原郡にあり、面積約20.8km<sup>2</sup>、人口約29,700人の大井川河口から下流域右岸側に広がる町で、津波・防災まちづくりを推進しています。

町の防災機能の充実をめざし、平成28年10月に開園した吉田町防災公園(北オアシスパーク)には、40tの貯水能力を持つ耐震性貯水タワー、1日の処理能力400人のマンホールトイレ、かまどベンチ、防災パーゴラを備えており、多目的広場は災害時の仮設住宅用地として利用できる施設となっていました。この防災公園を中心とし、災害時の生活物資供給体制の強化として、隣接する物資供給拠点確保事業区域に誘致した企業と災害協定を結び、有事の際に生活物資を滞りなく供給できるような取り組みがされていました。

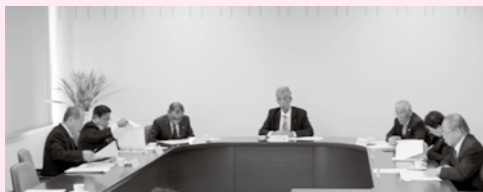
また、地域防災計画に基づく地域防災指導員を町独自に講座を開き養成、認定し、各自治会の下にある町内会を自主防災会として、指導員には、その役員になっていただき、防災訓練の企画運営等を行うなど、平時、有事を問わず活動してもらおうといった取り組みもされていました。

防災施策の推進は、本町においても重要な施策であることから、防災拠点の整備をはじめ、防災士の活用等を考えるうえで、有意義な研修になりました。



北オアシスパークにて吉田町の航空写真を見ながら説明を受ける

## 輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会



平成30年12月14日(金)、役場3階協議会室にて、第3回の輪之内体育センター大規模改修工事特別委員会を開催しました。

はじめに教育課より工事の進捗状況に関する説明があり、その後、現地へ赴き、アリーナ、更衣室・トイレ、玄関・ロビー、外部のそれぞれの状況について、施工業者の説明を受けながら、現場を視察しました。

委員からは、「アポロスタジアムの配線修繕工事の補正予算措置がされていたが、体育センター内の電気配線については大丈夫か。」との質問があり、担当課から「体育センターの配線は屋内であり、施工業者等から損傷がある等の報告はないため、大丈夫と考えている。」との回答があり、「避難所に指定されていると思うが、どういう災害の場合に指定されているのか。また、災害備蓄品を置く予定はあるのか。」との質問には、「体育センターは地震の場合の避難所に指定されている。ステージ下の引き出し部分等に備蓄品を入れることは可能であるため、危機管理課とも調整して進めたい。」との回答がありました。



## 議 会 活 動 日 誌



### 《10月》

- 3日 定期監査
- 4日 定期監査
- 5日 定期監査  
薩摩堰治水神社秋期大祭
- 6日～7日  
ふれあいフェスタ2018
- 7日 岐阜県共同募金会輪之内町分会における  
街頭募金運動
- 9日 岐阜県町村議会議長会定期総会及び町村  
議会正副議長研修会
- 11日 広報編集委員会
- 12日 東海環状自動車道西回りルート建設促進  
大会及び建設事業説明会
- 14日 町消防団特別検閲及び規律訓練大会
- 16日 輪之内町・羽島市老人クラブ親善軽  
スポーツ大会
- 18日 新養老大橋(仮称)架橋建設促進期成同盟  
会総会
- 22日 例月出納検査  
安八郡広域連合監査
- 23日 東海環状自動車道整備促進総決起大会
- 25日 岐阜県薩摩義士顕彰会
- 26日 安八郡3町議員交流会
- 28日 安八ふれあい祭り2018
- 29日～30日  
議会議員常任委員会 合同研修
- 31日 教育研究発表会(大藪小学校)

### 《11月》

- 2日 輪中音楽祭
- 10日 福東校区文化祭
- 14日 安八郡町村議会議長会
- 16日 岐阜・三重県境間東海環状自動車道建設  
促進協議会の要望活動  
輪之内町植物防疫協会理事会
- 20日 輪之内町子ども・子育て会議  
第1回地域自立支援部会  
輪之内町指定管理者予定候補者選定委員会
- 20日～21日  
第62回町村議会議長全国大会
- 22日 議会運営委員会  
全員協議会  
岐阜・三重県境間東海環状自動車道建設  
促進協議会の要望活動
- 25日 安八郡消防連合演習
- 26日 安八郡広域連合第2回議会定例会  
児童・生徒交流事業派遣研修報告会
- 27日 例月出納検査
- 29日 桜会追弔会

### 《12月》

- 2日 消防反省会  
東海環状自動車道西回り区間起工式
- 3日 岐阜県町村議会議長会臨時総会及び  
第3回評議委員会
- 4日 ふれあいフェスタ実行委員会
- 7日 第4回定例町議会(初日)  
全員協議会
- 10日 文教厚生常任委員会  
総務産業建設常任委員会
- 14日 第4回定例町議会(最終日)  
全員協議会  
輪之内町体育センター大規模改修工事特別  
委員会
- 20日 例月出納検査
- 21日 西濃環境整備組合議会
- 28日 消防団年末特別夜警

### ▼編集後記

はじめに、前号までこの「議会だより」の編集委員長であり、昨年12月1日に急逝された北島登議員のご冥福をお祈りします。

「わのうち議会だより」121号をお届けします。

昭和天皇の逝去を受け、1989年1月8日から始まった「平成」も残りわずかとなりました。年明けに安倍首相は、新元号を4月1日に公表すると表明しました。2019年4月30日には天皇陛下が譲位され、翌5月1日に皇太子さまが即位、新元号が適用されます。

この30年4ヶ月の平成という時代に起きた出来事といえば、1995年1月阪神淡路大震災。同3月地下鉄サリン事件、2011年3月東日本大震災。2016年4月熊本地震。そして2018年は歴史的猛暑等、年数は昭和に比べて半分程度と短くはありましたが、振り返ってみれば自然災害やテロといった身近な脅威等、強く印象に残る出来事が目白押しでした。

世界はグローバリズムの広がりのなかで、貿易量が急増していききましたが、日本経済は、バブル崩壊の後始末に手間取っている間に、戦後の高度成長期から長らく続いた上りの時代から、いつまで続くかわからない下りの時代へと転換し、世界経済の中で大幅に地位が低下し、また影響力も失ってしまいました。

次の時代では、私たちの生活や思考にどのような変化をもたらすのでしょうか。いずれにしてもいい時代になることを期待します。

#### 議会広報編集委員会

委員長 森島 光明    副委員長 森島 正司  
委員 小寺 強    委員 古田 東一

★次の定例会は3月の予定です。皆さまの傍聴をお待ちしています。